

写

別紙様式第1号（第3関係）

平成30年 4月16日

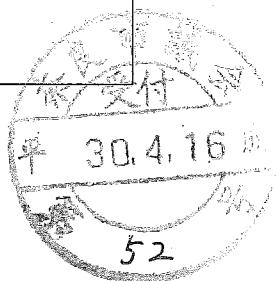
奈良市議会議長 北 良晃 様

質問者 三橋 和史

文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について 1、新斎苑計画地近傍に存する保安林の位置について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>市民の関心が著しく高い新斎苑整備事業に関連して、その計画地近傍に存する保安林の位置について、法的権限のある奈良県の示す区域と、奈良市が示す区域で全く異なっている状況である。</p> <p>保安林の位置について疑義が生じていることについては、地域防災計画において重要な施設として位置付けられている火葬場自体の防災対策の検討に影響し得るものであり、「奈良市新斎苑基本計画」のうち、防災について考察が加えられている全ての部分の信憑性に関わる重大な事項であることから、平成29年9月21日、25日、28日、11月2日、12月11日、14日、平成30年3月6日、23日、少なくとも市議会において8回にわたり、私から重ねて指摘し、その解決を求めてきたところである。3月6日の本会議においては、別添の資料を示して質疑を重ねたが、合理的な答弁は得られなかった。</p> <p>今般、奈良県農林部森林整備課長から奈良市市民生活部新斎苑建設推進課長あて、「奈良市新斎苑基本計画に関する保安林位置について（通知）」（平成30年4月10日森第107号）と題する通知文書が発出され、奈良市がこれまで「奈良市新斎苑基本計画」などで示してきた保安林の位置は、奈良県が法的権限に基づいて管理する保安林台帳附属図補助図の保安林の位置と異なる旨が掲示され、奈良市に対して慎重に取り扱うよう指導があったことが判明している。</p> <p>これまでの市議会における再三にわたる指摘や、奈良県による前記指導を踏まえ、新斎苑計画地近傍に存する保安林の位置について、改めて奈良市としての認識を伺いたい。</p>	市長



2、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の要否について	<p>平成 29 年 4 月 26 日に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）を改正する法律（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行された。</p> <p>これに先立って、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のうち、第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める必要があったものと想料するが、未だに執行機関からそのための条例改正に係る議案が提案されていない。</p> <p>改正法が成立してから 1 年近くもの期間が経過し、施行日も経過しているにもかかわらず、条例改正に係る議案が提案されていない理由を伺いたい。</p>	市長 又は 教育長
--	---	-----------------

受付日	平成 30 年 4 月 16 日
送付日	平成 30 年 4 月 17 日